

合併浄化槽の設置・維持管理・補助制度

設置と維持管理

■浄化槽を設置する前に下表の届出などが必要です

建築確認を伴う 浄化槽の設置	建築確認審査機関等へ提出する書類に必要書類が含まれています
建築確認を伴わない 浄化槽の設置	工事着工予定日の12日以上前に設置届等を山武地域振興事務所へ提出
浄化槽使用開始報告書	使用開始後30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送
浄化槽使用廃止届	廃止後30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送
浄化槽管理者変更報告書	管理者(持ち主)が変わってから30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送

■設置工事は県に登録のある業者または届出を行っている業者に依頼してください。(県ホームページで確認できます)

■浄化槽の機能を維持し、悪臭や水質汚濁を防ぐため、次のことを行ってください。

保守点検 県に登録のある業者に依頼し、作成された保守点検記録票は3年間保存してください。

定期清掃 許可を受けた業者へ依頼し、年1回以上の清掃を行ってください。

法定点検 (公社)千葉県浄化槽センターが、浄化槽の機能が維持されているか検査します。浄化槽使用開始後3か月から8か月の間に1回、その後は毎年検査を受ける必要があります。

補助制度

町では、公共水域の水質保全のため、既存の単独(し尿)浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換工事を実施する場合に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

この機会に合併処理浄化槽へ転換し、栗山川をきれいにしませんか。

補助金額等詳しくは、環境防災課環境班へお問い合わせください。

【注意】

- ・補助金の交付を希望するときは、工事を始める前(計画段階)にご相談ください。
- ・既に工事を開始している場合は対象となりません。
- ・建物の新築(建替えを除く)で転換工事を実施せずに合併処理浄化槽を設置する場合や、建替えを伴う汲み取り便槽からの転換の場合は対象となりません。
- ・販売目的、別荘などは対象となりません。

あなたのお宅でおもてなし

台湾高校生のホストファミリーを募集



町観光まちづくり協会では、千葉県の推進するインバウンド観光(訪日旅行)の誘致に取り組んでいます。

これまでに6回、台湾修学旅行生のホームステイ体験を受け入れており、今後も受け入れを行う予定です。

そこで、台湾高校生のホストファミリーの登録者を募集します。みなさんのご家庭で“おもてなし”をしてみませんか。



午後4時頃から翌午前9時頃までの1泊体験

①集合場所(駅前情報交流館「ヨリドコロ」)への送迎

②夕食・朝食の提供

③日本の日常生活の体験(買物・散歩・家族団らん・掃除等)

謝人
礼数
1人6,200円

申
問
町観光まちづくり協会 ☎(74)805585